

## 假釈放と社会内処遇体制(二)

——イギリスにおけるパロールを素材として——

瀬川晃

- 一 はしがき
- 二 イギリスにおけるパロールの基本構造
  - 一 導入の経過と理論的基礎——「ピーク理論」
  - 二 対象者選択過程——スリータイヤズシステム
  - 三 パロール許可基準へ以上三三卷六号▽
- 三 イギリスにおけるパロールの現状と改革案
- 一 現 状
- 二 リサーチ
- 三 改 革 案へ以上本号▽
- 四 假釈放と社会内処遇体制
- 五 結 び

一 イギリスにおける一九六〇年代の刑事政策的課題は、社会内処遇の拡大・多様化にあった。この刑事政策的思潮の頂点をなす一九六七年刑事裁判法が導入したパロールこそは、犯罪者の社会復帰を目指す刑事政策の一つのゴールであり、その将来に大きな期待が寄せられた。さらに、パロールは導入直後から、戦後における最もラディカルな刑罰改革と評されるとともに、パロールが成功裡に運用されていることが喧伝されてきた。しかし、このようにパロールの成功を高唱することは妥当だったのだろうか。

パロール委員会の年次報告書（一九六八—一九七〇年）の概算によれば、パロールが施行された一九六八年四月から一九七〇年末までの間にパロール適格者となつた者は二万五、〇〇〇名をこえたが、パロール審査を拒否した者が約二、〇〇〇名いた。地方審査委員会の審理対象となつた者のうち、委員会がパロール許可を勧告したのは、二九%にあたる六、八〇〇名であった。さらにパロール委員会がパロール許可の勧告を行なつたのは、五、二〇〇名で、これは全パロール適格者のほぼ二〇%にあたる。また、一九七〇年末現在、最終的にパロールが許可された者のうちパロールを取り消されたのは、二五八名にすぎず、五%弱であった。また、一九六八年四月にパロールで釈放された者に関する二年間の追跡調査によつても、再犯率は予想していた以上に低かった。パロールを擁護する人々は、パロール導入後数年間にパロール取り消し率が低かつたことを根拠にパロールの成功を唱え、多くの支持をえたのである。

他方、この低いパロール取り消し率を基礎としてパロールを積極的に評価する見解に対しては、早くから一部に異論が唱えられていた。すなわち、パロール取り消し率が低いのは、パロール率が低いことおよびパロール期間が短いことと表裏の関係にあり、当然の結果であるとするのである。まず、パロール率がパロール適格者の約二〇%どまりであったことは受刑者に大きな失望を与えるとともに、「イギリスのパロール制度の一大欠陥」（ホール・ウイリア

ムズ)であると批判された。また、パロール期間についても六月にみたないものが半分以上を占めている点が問題とされた。一九七二年の統計によれば、パロール期間が一月末満の者が一・五%、さらに一月以上三月末満の者<sup>(3)</sup>は一八・六%、三月以上六月末満の者<sup>(4)</sup>は三一・二%であった。ウェストはいう。パロール期間が短ければ保護観察官とパロール対象者との間に信頼関係が生まれないばかりか、保護観察官はパロール対象者の生活スタイルに変化を与えることができない。そうであるとすれば、パロール審理から決定にいたる手続に費やした労力や費用が無駄になる。短いパロール期間は犯罪者個人のみならず、社会にも不利益をもたらす。

このようにしてホール・ウイリアムズとウェストは、パロール取り消しが低率であるという事実だけで、パロールの成否を語ることは時期尚早である、との結論に至った。彼らによれば、諸外国の仮釈放の実務に比較しても「臆病なイギリスのパロール政策」は克服すべき重大な欠陥を有していたのである。

イギリスにパロールが導入された初期、パロール委員会や地方審査委員会が、パロール対象者の選択にきわめて注意深い態度をとったことは疑いのない事実である。当時パロールに関して、実際的な経験や知識が蓄積されていなかつたのであるから、そのような態度をとらざるをえなかつたともいえよう。しかし、パロール委員会や地方審査委員会がパロール許可にきわめて慎重な姿勢をとっていた事実を無視して、パロール取り消しが低いことを根拠にパロールの成功を強調したことはやはり失当であった。パロール率やパロール期間を度外視して、パロール取り消し率の高低を語ることは非科学的評価のそしりを免れないからである。

このような導入当時の慎重なパロール政策の一般的説明としては、パロール委員会が公共の保護と受刑者の社会復帰との間に適正なバランスを摸索していたことがあげられる。しかし、より重要なことは、パロール導入当時、社会

内処遇体制が十分に整備されておらず、パロール委員会や地方審査委員会がパロールを許可してもどのような処遇が釈放後に予定されているのかについてみきわめがついていなかつたことを指摘したい。また、保護観察の組織の中にパロール対象者をどのようにとり扱うべきかについてすら争いのあつたことも忘れてはならないだろう。すなわち、従来、イギリスでは保護観察業務を治療的なケースワークの一環として捉える傾向が強いとされてきたが、パロールを導入した後、パロール対象者の取り扱いについて、論争<sup>(5)</sup>がおこつたのである。論争点は、保護観察官は主にパロール対象者をコントロールする仕事に従事すべきか、あるいは専ら援助を中心としたソーシャルワーカー的な仕事に従事すべきかというのであつた。この「コントロールかケアーか」の論争（“control or care” debate）は当時の保護観察官にとまどいを与えたことは否めない。

一九七〇年代に入り、パロール率は少しずつ上昇の傾向を示した。一九七一年のパロール率は二一八・六%であったが、一九七二年には三二・七%に達し、パロール適格者のほぼ $\frac{1}{3}$ がパロールの適用をうけるという観念が定着した。しかし、その後もパロール率は三〇%台を低迷し、ハント卿によれば「プラトーン状態」<sup>(6)</sup>に至つた。そしてこのようなパロール率の固定化に対して批判が高まつたと同時に、パロール対象者の選択手続が余りに時間を浪費しているのではないかとの批判<sup>(7)</sup>も台頭してきた。たとえば、受刑者を対象とした内務省のパロールに関するガイドブックによつても、地方審査委員会のインタビューをうけた後、受刑者が決定を知るまで通常三、四カ月要する、とされている。地方審査委員会の審査が開始後、最終的なパロール決定が出されるまで長い日時がかかり、受刑者のみならず家族や釈放後の雇用主も「暗闇」に放置されていることが問題とされ、複雑なスリータイヤズシステムを簡素化せよとの要求が提起された。

二 内務省は、このようなパロール批判を背景として、パロール制度の改善に乗り出し、まず、一九七二年刑事裁判法三五条によつて、内務大臣は一定の場合パロール委員会の意見を求めることなく、地方審査委員会の勧告に基づいてパロールの許可を与えることができることとし、パロール手続を簡素化した。さらに、一九七五年には、内務大臣がパロール適用を拡大する旨の声明を行なうとともに、二章の三で紹介したパロール許可基準を制定したのである。

その後、パロール率自体は着実に上昇した。パロール率は一九七六年には、五〇%台に乗り（五四%）、一九七七年＝六六%、一九七八年＝五九%、さらに一九七九年は六一%であった。パロールが制度として軌道に乗った一九六九年にはパロール適格者は七、二六四名でパロール率は二五・二%であった。そして、一〇年を経た一九七九年にはパロール適格者もかなり増加して一万八一四名となり、パロール率は六一・一%に達したのである。<sup>(9)</sup>また、パロール委員の数も、当初の一六名から今や三倍の四八名を数える。このようにパロール制度は、発展途上にあり、今後も拡大適用にむけて努力が続けられると予想される。

一九七三年当時、パロール率が頭打ちとなり、当時の社会内処遇体制の下ではパロールは閉塞状態に陥らざるをえない」と指摘されながら、このようにパロール率を着実に上昇させた事実は、きわめて興味深い。この直接的な契機となつたのは、一九七〇年に入り内務省がパロールの拡大適用に積極的な姿勢を示したことにある。その具体的な例としては、一九七二年刑事裁判法の三五条の施行<sup>(10)</sup>、一九七五年のパロール基準の制定および内務大臣の声明であつた。

しかし、この内務省のパロール拡大適用の政策は、パロールが所期の目的である社会復帰的有効性を実証したという事実を根拠としているのではないことは注意を要する。パロールの拡大化の背景としては次の三つの刑事政策的コンテキストがあつた。

第一に刑務所の過剰拘禁の問題が、一九七〇年に入り緊迫した状態になつたことである。すなわち一九七一年には刑務所の破産を示すといわれた受刑者数四万をこえるとともに、この刑務所の危機的状況<sup>(11)</sup>を開するものとして、パロールに大きな期待がかけられたのである。

第二にパロール拡大適用の重要な鍵を握る社会内処遇体制の強化がはかられたことである。とくに社会内処遇体制の中核である保護観察官は一九六九年に三、一七二名であつたが、一九七二年<sup>12</sup>三、九三九名、一九七五年<sup>12</sup>四、七三五名、さらに一九七八年には五、一八六名に達した。この保護観察官の増員は、パロールの可否を決定する者にとって釈放後における受刑者の処遇への信頼を強めたといいう。それゆえ、ここでもパロール決定が社会内処遇体制の力量と密接に関連していることが強調されねばならない。

第三に伝統的に一般予防に重点をおく裁判所の量刑を緩和することがパロールに期待されたことである。とくに、一九六九年の死刑廃止後、長期の拘禁刑の増加が問題とされ、一九七〇年代には長期刑の刑期短縮が重要な刑事政策的課題となつた。

パロール制度は、現在、この三つの刑事政策的コンテクストを背景として一層の拡大適用が企図されており、パロール率の飛躍的上昇はイギリス刑事政策の重要な成果であるといいう。しかし、このことをもつて「パロールの成功」を強調することはなお早計である。パロールの現状についてここでは二点だけを指摘したい。第一にパロール成功論の主要根拠であつたパロール取り消し率が、パロール率の上昇とともに、増加した。すなわち、パロール取り消し率は導入後数年間五%であったが、最近では一〇%をこえている。第二にパロール率は上昇したもののパロール期間自体には大きな変化がみら

れな<sup>る</sup>。一九七九年の統計<sup>(13)</sup>によると、六月未満のペロール期間は四九・六%（八の内訳は一月未満=1・四%、1月以上三月未満=1・九%、三月以上六ヶ月未満=三一・九%）である。

これらの事実は、ペロール導入後数年を経て、ペロール取り消し率の懸念を根拠に「ペロールの成功」を讃嘆したるが、今が時期尚早だかを示してゐる。ペロールの現状をみぬか、ペロールの成功を語る時代をめぐら到来してしまふべきである。

- (1) K. Bottomley, Reports of the Parole Board, 1968-70, British Journal of Criminology, 1972, vol. 12, pp. 89.
- (2) Hall Williams, Natural Justice and Parole (1), [1975] Crim. L. R., p. 83.
- (3) Home Office, Report of the Parole Board for 1972.
- (4) D. West, Report of the Parole Board for 1971, British Journal of Criminology, 1973, vol. 13, No. 1, pp. 56-57.
- (5) D. Mathieson, Change in the Probation Service: Implications and Effects, in: Pressures and Change in the Probation Service, J. King ed., 1979, pp. 3.
- (6) Lord Hunt, Reflections on Parole, in: Parole-Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems, D. Thomas ed., 1974, p. 90.
- (7) K. Hawkins, Parole Procedure: An Alternative Approach, British Journal of Criminology, 1973, vol. 13, No. 1, p. 10. Hall Williams, op. cit., pp. 86-87.
- (8) Home Office, Parole: Your Questions Answered, p. 5.
- (9) Home Office, Report of the Parole Board for 1979, p. 8.
- (10) 本編付・回志社法第111卷大町 11頁参照。
- (11) ベチャク刑務所の危機的状況<sup>(14)</sup>、瀬川昭「ベチャクにおける犯人問題と犯罪者処遇の現状<sup>(15)</sup>」刑法雑誌11回類11期 11頁以下<sup>(16)</sup>、同上「ベチャク刑務所の現代的動向」法律時報511卷11期ヘ11頁以下<sup>(17)</sup>参照。
- (2) D. Mathieson, op. cit., p. 9.

(13) Home Office, op. cit., p. 32.

## 二 リサーチ

イギリスにおけるパロールに関するリサーチの数は少ない。これはパロール自体の歴史が浅いこと、さらにパロール成功論のドグマが浸透し、リサーチの必要性がそれ程痛切に感じられなかつたことによる。さらに、イギリスで社会学的な観点から犯罪者処遇に積極的にアプローチする気運が高まつたのは比較的最近の事柄に属し、パロールのリサーチも比較的プリミティヴな段階にとどまつてゐる。M・デーヴィスによれば<sup>(1)</sup>、イギリスにおけるリサーチの伝統の下では、犯罪者に対しランダムに数種の処遇方法を与え、それぞれの効果を測定するというリサーチ方法は許されない。けだし、そのような処遇に関する実験に対して倫理的異議が存在するからである。それゆえ、本格的なパロールの評価的(evaluative)リサーチも、これまでのところ公表されていない。このように、パロールのリサーチについては、限定的な状況にあるが、以下これまで公刊された調査研究を紹介し、パロールの現状を探つてみたい。

(1) M・デーヴィスのパロール対象者研究(一九七〇年)　パロールは一九六八年四月に施行されたが、導入直後、パロールで釈放されたいわゆる first parolees の実態について大きな関心がよせられた。当時、内務省リサーチユニットに属していたデーヴィス(現在マン彻スター大学講師)は、一九六八年四月中にパロールで釈放された者のうち調査可能な三三四三名について、どのような個人的および社会的特徴をもつてゐるかを調査した。調査の基礎資料は、保護観察官の協力の下で収集された。

調査対象者を年齢別にみてみると、110代の者が三九%で占める割合が多く、その他、20歳以下=1%、31~

四〇歳＝三〇%、四一一五〇歳＝一四%および五一歳以上＝七%であった。また、前科については一回の者が四四%であったが、二回以上が五五%を占めた。犯罪別の構成比については財産犯罪が高い割合を占める。犯罪別の内訳は、詐欺および偽造＝二八%、窃盜＝一二%、住居侵入＝二〇%、暴力犯罪＝二八%、性犯罪＝一七%で、性犯罪二七名のうち二一名は近親相姦によるものであった。一方、パロール期間については、六月以下の短いものが六〇%を占め、この他、六月一一二月＝二五%、一年以上＝一五%であった。

デーヴィスが、このようなパロール対象者につき得た調査結果は次の通りである。(1)釈放後、家庭の援助をうけることのできた者は六九%(二三〇名)で、彼らは結婚生活を送るか両親と生活している。一方、他の犯罪者と交際している者は八%にすぎない。(2)七四%の者が判決を言い渡される前に安定した仕事歴をもっていた。ただし、釈放後すぐに仕事を得た対象者は二三%と少ない。(3)精神医学的な診断を必要とした者は三一名(九%)であったが、実際に治療を要した者は二〇名(六%)であった。(4)パロール対象者の犯罪性の度合について、(a)無責任、(b)不眞面目、(c)冷酷、(d)反権威、(e)反社会性、(f)不正直、(g)不誠実、(h)非良心、(i)酒癖、(j)犯罪的傾向の各ポイント別にスコアをとったところ、低い得点に属する者(犯罪性の弱い者)が七四%を占めた。ちなみに、プロベーシヨン対象者七二一八名について、同様のスコアをみてみると、低い得点に属する者は四九%で、犯罪性のすすんだ者の占める割合が、パロール対象者に比べ、高い。(5)釈放後一ヶ月間のパロール対象者の行動については、四六%の者が「変化なし」と判定され、四五%の者が「改善」と判定された。

また、調査期間中(一九六八年四月一一九六九年七月)にリコールされたパロール対象者は二三名で、そのうち一六名が再犯、七名が遵守事項違反による。デーヴィスによれば、パロールが取り消された者の特徴としては、(1)年齢

が三〇歳以下、②独身、③犯罪者との頻繁な接触、④二回以上の前科、⑤不安定な仕事歴があげられる。

デーヴィスは、このような調査結果から、一九六八年四月パロール施行と同時に釈放された first parolees は、予期された通り、ほとんどの者が予後の良い者 (good risks) である、との結論を得た。デーヴィスによれば、このようなパロール対象者の質を前提とする限り、当面、パロール監督の実施は社会内処遇体制に大きな障害をもたらさない。今後、保護観察官は、主に個人的にも社会的にも問題のある予後の悪い者 (bad risks) に処遇を集中させるべきであるし、それが可能となれば、長期的にみてパロールの将来に明るい見通しをもつことができようというのが本研究の帰結である。

デーヴィスの研究は、イギリスでパロールのリサーチとして公刊された最初のものである。本研究は、デーヴィスが執筆したが、事実上、内務省の公式記録としての意義をもつていて、調査結果および結論は予期されたものであったが、first parolees の実像を描き出している点で今日的にも資料的価値を有している。<sup>(3)</sup>

(1) ボトムリーとビルトンのハル刑務所受刑者インタビュー（一九七一年） K・ボトムリーとA・ビルトンは、「受刑者はパロールに関してアバシーに陥っている。パロールに対する受刑者の意見を調査する必要性は大きい」というハント卿の問題提起をうけて、一九七〇年にハル刑務所で受刑者を対象としたインタビューによる調査を行なった。

ハル刑務所は刑期五年以上の受刑者が収容される重警備刑務所で、当時、収容人員は二六〇名であった。調査対象となつたのは四〇名で、そのうち二名がパロール審査を拒否した。またパロールを許可されたものは三名にすぎず、三五名は不許可の決定をうけた。不許可の決定をうけた者に対し、受刑者自身が想定する理由について問うたところ、

一三名の者は不明と答えたが、多くの者は過去の犯罪歴と答えた。

また、ボトムリーとビルトンはパロールに対する受刑者の見解を探るため直接にインタビューを試み、次のような帰結を得た。

(1)受刑者の多くはパロールが導入された真の理由について、かなりシニカルな印象を抱いている。すなわち、パロールの目的について、一九名の者は、刑務所人口を減らすためであるとし、さらに八名が長期の拘禁刑を言い渡す際の正当化に使われると考えている。

(2)パロールの運用は、とくにパロール許可を拒否された者にとって、絶望的なものと映った。また、二五名の者はパロールの現実は施行前に予想していたものとは異なっていたとの印象をもつてている。ただし、一〇名はパロールは受刑者に利益を与えていると考えている。

(3)パロール手続について、受刑者のなかに改善を求める声が相ついだ。それは、パロール手続のなかで受刑者に独立した地位が与えられておらず、パロール決定が受刑者からかけ離れたところで行なわれていることを理由としている。それゆえ、一五名の者は、パロール手続から受刑者が排除されていると批判した。また、三五名の者は地方審査委員会に受刑者自ら出頭できる権利を与えるべきだと提案した。

(4)大部分の受刑者は、パロール導入が刑務所の生活や刑務所行政に顕著な影響を与えたとはみていない。ただし、二五名の者は所内でのトラブル、とくに暴力行為の減少にパロールが大きな役割を果していると答えた。

(5)釈放後の保護観察については受刑者の間で見解がかなり異なり、一六名の者は、パロール監督は何ら援助にならないとしたが、一四名の者は全く逆の見解を示した。

ボトムリーとビルトンは、調査結果をふまえて、多くの受刑者はパロール制度が不正義で、しかも秘密裡に運用されていると考えており、受刑者の間にはパロールに対してもシニシズムとはいえないまでも、懷疑的な気持が支配している、と結論した。本研究は、パロールに関するリサーチとしては比較的初期のものであるが、パロールの運用を受刑者側の視点から批判的に描きだそうとしたものである。調査結果についていえば、当時、パロールの実際的な運用の理解に関して、受刑者のなかにかなり混乱があることを示唆したことは重要である。さらに、パロールの許可手続が余りに慎重に運用されていることを、受刑者の立場にたって鋭く指摘した点は、今日的な観点からみて評価できよう。

(3) ナトールのパロール率調査<sup>(4)</sup>（一九七三年） 一九七〇年初頭、パロールをめぐる議論で盛んに論じられたのはパロール率に関するものであった。パロール成功論が支持を増すなかで、反面パロール率の低さが徐々に認識されてきたからである。内務省リサーチユニットのナトールは、このような背景の下で一九七一年一月―六月のデータを用いつつ、パロール率の調査を行なった。

ナトールは、とくにD・ウェストが低いパロール率を批判する根拠として提示した「二八・六%」という数字は誤解に基づくものではないかとの疑問を投げかけ、パロール率の正確な算定を目指そうとした。すなわち、ナトールによれば、通常、議論の対象となっているパロール率は当該調査の一年間にパロールの審理がなされた総数に対しパロールを許可された者の占める割合を示したものである。それゆえ、ナトールはこのような算定方法はパロール審理が一回限りではなく、とくに長期受刑者の場合には数度にわたることを無視しており不当であるとするのである。ナトールは、このような観点から、刑期一八月以上の受刑者（パロール適格者）のうち一九七一年一月から六月までの間

に刑務所から釈放された者三、八二八名について、パロール許可の実態を探つた。

ナトルが得た調査結果は、次の通りである。

(1) 調査期間内にパロールによつて釈放された者は一、五〇五名であり、したがつて真のパロール率は三九・四%である。

(2) 刑期別にパロール率を比較すると、かなりのバリエーションがあるが、長期受刑者の場合、短期の受刑者に比較してパロール率は高い。すなわち刑期別にパロール率をみてみると、刑期八年以上一〇年未満の者は五〇%、さらに一〇年以上の者は四八・五%であるのに対し、二年未満の者は四〇・六%、二年以上三年未満の者は三七・五%である。長期受刑者のパロール率が比較的高いのは、パロール委員会が長期受刑者の場合、より大きな援助が必要と考えたためであろう。

(3) 犯罪別にパロール率をみてみると、故殺の場合に高く(七二%)、夜間窃盗の場合に低い(三一・七%)。

(4) パロール率を犯罪と刑期の両面から検討したが、とくに顕著な傾向は引きだせなかつた。

(5) 刑期が一年以下でパロールによつて釈放された者はすべて第一回目の審理でパロールが許可されたが、刑期が二年以上二年一月までの者は九八%、三年以上三年一一月までの者は八〇%が第一回目の審理でパロールが許可された。これに対し刑期七年以上九年一一月までの者について何回目の審理のときパロールが許可されたかを見てみると、第一回目=一九%、第二回目=五二%、第三回目=一六%さらに第四回目=三%であった。

(6) 受刑者の $\frac{3}{4}$ は刑期が半分経過するまでパロールが許可されない。

(7) 第一回目の審理でパロールが許可されにくい受刑者の罪名は強盗、詐欺および夜間窃盗であった。

このようなナトールの調査結果は、パロール推進・反対の両陣営に少なからぬ波紋を描いた。まずパロール擁護派のハント卿は、ナトールの研究はパロールを推進する者にとって有益で、しかも勇気づけるものであると評した。<sup>(6)</sup>これに対し、低いパロール率を批判していたホール・ウイリアムズは、パロール率が三九・三%だとしても、大部分の受刑者にパロールが与えられていない事実に変りはないとの反批判を行なった。<sup>(7)</sup>ナトールの研究は、パロールの成否をめぐる議論が高まりつつある時点で、公式的に発表されているパロール率が実際より低めに算定されている事実を示した点で意義がある。しかし、三九・三%のパロール率によつてパロールが積極的に運用されていたことが実証されたとすることはできないし、パロール成功論の補強証拠とみることはできない。

(四)ボトムリーのパロール決定研究（一九七三年）　ボトムリーは刑事司法機関の裁量および決定に関する研究の第二人者として知られる犯罪学者である。ボトムリーは、ビルトンとともに、(二)で紹介した調査研究を公表したが、一九七三年には主に地方審査委員会のパロール決定のプロセスないしはメカニズムにメスを入れ調査結果を発表した。

調査は、刑期五年以上の受刑者を収容するB級の重警備刑務所（おそらくハル刑務所）で、一九六九年三月から一九七〇年三月までつづけられた。調査の方法としては、パロール審理録の精査および委員会の会合の傍聴を中心としてなされ、地方審査委員会がパロールを許可した者と許可しなかつた者とのそれぞれの特徴、さらにパロール委員会が地方審査委員会の勧告に従つてパロールを許可した者と許可しなかつた者とのそれぞれの特徴が比較された。

調査のサンプルとなつた二六二名の受刑者の $\frac{2}{5}$ は主に強盗罪であり、さらに $\frac{3}{10}$ は住居侵入罪で有罪となつた者である。またサンプルの半数は刑期五年の言い渡し判決をうけており、他に $\frac{1}{5}$ ずつ六年と七年の刑期の者がいる。調査期間中のパロール適格者は二〇七名（サンプルの七九%）で、そのうち三〇名がパロール審査を拒否した。地方

審査委員会がパロールを許可したのは、ほぼ $\frac{1}{4}$ にあたる四三名であり、全国レベルからみるとやや低率であった。さらにパロール委員会がパロールを許可したのは二三名(五四%)であった。

ボトムリーは、受刑者の犯罪歴、家庭環境、就職の見込み、社会的関係および刑務所内での態度を、パロトル許可の可否との関連のなかで精査し、地方審査委員会の決定過程について次のような調査結果をえた。(1)暴力犯罪歴をもつ者のパロール率は比較的低いとしても、重大な暴力犯罪それ自体はパロール許可の可否を左右しない。(2)安定した結婚生活というファクターはパロール決定にあたって重要な役割を果しうるが、サンプルのうちパロール許可された者の大半は離婚しているか別居中であった。(3)受刑者に就職の見込みがあるとか、刑務所内での作業成績が良好であるということはパロール決定にあたって有利な場合が多いが、パロール許可の可否を決定づける独立した要素とは認めがたい。(4)地方審査委員会の決定に最も影響を与える要素は受刑者の性格・態度である。これらを判定する資料は刑務職員の報告書から得られる。(5)刑務所内で他の受刑者から孤立している者や受刑者間でリーダー格の者に対してはパロール許可率が低い。(6)受刑者の多くは、ピーカ理論のいう処遇の最高段階に達することが認められる。

ボトムリーは、次に、このような地方審査委員会に関する調査結果をもとにパロール委員会のパロール決定との比較を行なった。そこで得られた帰結は次の通りである。(1)受刑者の罪名が暴力犯罪であっても、地方審査委員会と同様に、パロール委員会でも決定の可否を左右しない。ただし、パロール委員会でも、受刑者が過去に暴力犯罪歴をもつことは決定に重要な作用を及ぼす。(2)受刑者自身の出所後における家庭設計および就職計画は、パロール委員会の場合、地方審査委員会と異なり、パロール許可の必要条件と考えられている。(3)受刑者の刑務所内での処遇への態度および生活態度については、パロール委員会は地方審査委員会に比べ重要視していない。(4)パロール委員会は、地

方審査委員会に比べ、刑務所内で他の仲間から孤立している者でもパロール許可を与えることに躊躇していない。(5) パロール委員会の決定に重要な影響を与える一つのファクターは、受刑者の予後に關する刑務所長補佐 (Assistant Governor) の判断である。

なお、ボトムリーはパロール審査を拒否した三〇名の受刑者についても調査を行なったが、ほぼ一つのグループに分けられるという。一つは反権威的な態度をとる常習犯罪者であり、他には刑務所ぞれしているか、ないしは社会不適応のため社会的に孤立している者である。

ボトムリーの調査はパロールへの関心が高まりつつも、パロール決定の実態がほとんど知られていない状況の下でパロール委員会との比較を行ないながら、地方審査委員会のパロール決定を検討しようとしたものであった。本研究は、それまで解明されていなかつた地方審査委員会およびパロール委員会のパロール決定のプロセスないしはメカニズムを調査した最初のものであり、その後の組織的な研究に足がかりを築いた意義は大きい。しかし、本研究は、ボトムリーも認めているように、予備的な作業であり、それにとどまっている。

(五)ベッドフォードの女子受刑者に関するパロール研究<sup>(9)</sup> (一九七四年) パロールが施行された一九六八年四月から一九七一年の六月にかけて二八七名の女子受刑者がパロール審理の対象となつたが、このうち約半分の一四三名がパロールの許可をうけた。このような状況のなかで、ノッティンガムの保護観察官A・ベッドフォードは、パロール制度のなかで女子受刑者がいかに取り扱われているかを調査した。

本調査の具体的な目的としては、(一)パロール委員会が女子受刑者にパロール許可を与える際の主要なファクターを抽出すること、(二)男子受刑者に使用されている再犯予測表を女子受刑者に拡大し、パロールの効果を検討すること、

(三)女子受刑者について現在以上にパロール許可を認めた場合、どの程度公共に対する危険性が高まるかを算定することである。

第一の問題である女子受刑者に対するパロール委員会のパロール決定について、ベッドフォードは、一九六八年四月から一九七一年六月までの間にパロール審理をうけた二八七名の女子受刑者を調査した。その際ベッドフォードは、犯罪の要素および受刑者の社会的背景の要素とパロール決定との関連を探り、第一回目の審理でパロール許可をうけた女子受刑者（一二六名）とパロール許可をうけなかつた女子受刑者（一六一名）とを比較した。その結果えられた帰結は次の通りである。(1)パロール許可の可能性は前科の数、受刑数、刑期および刑務所内の犯罪の数が小さいほど増大する。(2)今回の犯罪と過去の犯罪との時間的間隔が長ければ、それだけパロール許可の可能性が増大する。(3)女子受刑者がかつて保護観察をうけた際に遵守事項に違反したことがあると、パロール許可に不利になる。(4)女子受刑者に幼児がいたり、あるいは彼女が、将来、夫と生活をする気持ちがあるとか、または定まった住所で自活できる場合にはパロール許可のチャンスは比較的大きい。

第二にパロールの効果の問題に関して、ベッドフォードは、まずパロール施行前の一九六五年六月一日から一九六八年三月三一日までに刑務所から釈放された受刑者（刑期一八月以上）について、二年間の再犯状況の追跡調査を行ない再犯予測表を作成した。そして、この再犯予測表を基礎として、パロール施行後刑務所から釈放された一一〇名の者について、再犯予測を行ない、実際の再犯率との比較を行なつた。その結果、パロールによって釈放された者（四四名）の場合、予測された再犯率は一三・七%（六名）であったが、実際の再犯率は一五・九%（七名）であり大きなギャップはなかつた。これに対し、パロール以外で釈放された者（六六名）の場合、予測された再犯率は三

六・四%（二四名）であったが、実際の再犯率は四七%（三一名）でありギャップがみられた。またパロール以外で釈放された者のうち再犯の可能性は五〇%以下とみられた者の釈放後の再犯率は予想よりかなり高かった。このような結果から、ベッドフォードは、予後の良い者でもパロールで釈放されなかつた場合には再犯率は予想以上に高く、しかもパロールで釈放された予後の良い者に比べ、再犯率はきわめて高いとの結論をえた。

第三のパロールの拡大適用に関して、ベッドフォードは、パロール施行後一九七一年六月末までにパロールの審理をうけた二八七名について再犯予測表を使用して再犯状況を調査した。実際にパロールを許可されたのは一四三名、そのうちパロールが取り消されたのは一一名で約八%であった。他方、再犯の可能性が五〇%以下とみられた二二三名全員（パロール適格者の七八%）をパロールで釈放したと仮定すると、パロール取り消し率は一四%（三一名）となる。ベッドフォードは、この六%増の取り消しはパロール適格者の七八%を釈放させるという利点と比較考慮しなければならないとした。

ベッドフォードの研究は、パロールの問題を女子受刑者を対象として検討している点でユニークであるが、実際的な意図は、サンプルが小さいために断定はさけているものの、パロールの効果を積極的に解しパロール拡大適用の根拠を論証しようとしたものである。それゆえ、本研究は、パロール率の低さからパロールの消極的運用が問題とされはじめた時期に、女子受刑者のパロール率拡大をパロールの積極的運用の突破口にすることを提起したものとして意義を有する。

(4) ダラム大学心理学科による長期受刑者に対するパロール許可の研究<sup>(19)</sup>（一九七四年） ダラム大学心理学科に属するバニスターらは、長期拘禁刑の効果について調査をつづけてきたが、その過程でパロール委員会は実際上どのように

な基準に基づいてパロール決定を行なっているのかに关心を抱いた。一般にパロール許可に有利な要素としては高い社会経済的地位、高い学歴、安定した婚姻関係および家族関係、重大な前科がないこと、最初に施設に収容された際に比較的年齢が高かったこと、前科の数が少ないとこと、刑期が相対的に短いことおよび刑務所内の行動が良好なことがあげられる。そこでバニスターらは、このような要素がどのようにパロール釈放に関連しているかを明らかにしようとした。

バニスターらは、二〇〇名の長期刑受刑者に対し、さまざまな心理テストを行なうとともに、受刑者の社会的背景および犯罪歴を調査した。さらに約一九カ月後、同じサンプルの受刑者について再調査がなされた。その際、サンプルのうちパロールで釈放されたのは三六名であった。他方、パロール審理に付されたが許可されなかつた三四名のうち、年齢および罪質の観点からみて近似性の認められる八四名を対照群として選び出し、パロール許可をうけた者とのマッチングを行なつた。

調査結果として、パロール許可をうけた受刑者には次のような要素が備わつてゐることが判明した。すなわち(1)安定した婚姻関係、(2)最初に有罪となつた際に比較的年齢が高かったこと、(3)前科の数が少ないとこと、(4)重大な前科がないこと、(5)テスト前一二カ月以内に刑務所内での犯罪がないこと、(6)刑務所内で受刑者自身が興味のもてる仕事に就いていることおよび(7)良好な条件の整つた刑務所に収容されていたこと、である。さらに心理テストでは、パロール許可をうけた者は情緒的成熟性と自発性のうえで高得点をマークするとともに、精神的不安定性の点では得点は低かった。このような調査結果から、調査者は、パロールの許可された者は許可されなかつた者に比べ、精神的に成熟度が高く社会的適応性の点で優れているとの結論をえた。また、調査者は、イギリスのパロール委員会がパロール許

可の基準として使用している諸要素は、アメリカ合衆国のパロール研究で「非累犯性」(non-recidivism)を示す特徴としてあげられているものと同じであるとした。

バニスターらの研究は、パロール委員会の長期刑受刑者に対するパロール決定のメカニズムを探ろうとしたものであるが、その際に心理テストを用いた点に特色がある。しかし、その結論自体は、パロール決定に関する一般的な理解を踏襲したものであり、目新しい発見があつたわけではない。さらにパロール決定に影響をもつ諸要素も、平板な例挙にとどまっており、調査者もいうように、これらの諸要素がパロールの成否にそれぞれどの程度関連しているのかという要素間の強弱の度合を明らかにすることが将来の課題として残った。

(七)モリスとビバリーのパロール研究<sup>(11)</sup>（一九七五年） P・モリスとF・ビバリーは、まず、従来のパロールに関するリサーチが犯罪の予測もしくは統計的処理を中心としたもので、受刑者の刑務所内での体験やパロール許可をめぐる諸状況を入れてパロールをダイナミックに描きだすことに成功していないと批判する。そして、今後のパロール研究は犯罪学理論および方法論のうえで信頼に足るものでなければならないとの立場から、次の五つの問題を設定した。

(1)刑務所に収容される前の体験は釈放後の行動をどのように規定しているか。(2)犯罪者が刑務所内にいる際にパロール決定を左右する要素としていかなるものが考えられるか。(3)犯罪者が受刑者としての地位から一般市民への地位に移行されるにつれ、自己観念をどのように変化させていくか。(4)犯罪者自身のパロールに対する期待とパロールの現実とはどのような関係にあるか。(5)釈放後の環境の影響や保護観察官とパロール対象者との相互関係はどのようなものであるか。

モ里斯とビバリーは、フォード刑務所およびスタンフォード刑務所において、パロール適格者二一二名を対象として、地方審査委員会のパロール審理前にインタビューを行なった。さらにパロールを許可された一〇〇名について釈放前にインタビューするとともに、釈放後六ヶ月間の追跡調査を行なった。彼らは、これに加えて、犯罪者に関するさまざまな公式記録を調査するとともに、心理テストも行なった。また地方審査委員会やパロール委員会のパロール許可手続を調査するとともに、そのメンバーや担当の保護観察官にもインタビューをした。モ里斯とビバリーの調査結果は多岐にわたるが、パロール許可手続に関しては次のように要約できる。

第一にパロール審理から決定に至るまでの過程で最も重要視されているのは書面である。とくに刑務職員が提出する報告書が大きな役割を果す。しかし、問題なのは、刑務職員自身が、パロール決定に際して受刑者をいかに評価すべきかという訓練をうけていないことである。多くの刑務職員は、パロールの運用やパロールの許可基準について表面的な知識しかもちあわせていない。また受刑者自身が地方審査委員会に書面によつて陳情することができるが、内容が紋切型であるとともに自己の犯罪を合理化ないし正当化しようとするものが多い。いざれにせよ、パロールの許可手続をすすめるうえで利用されているさまざまな書面には、無用な繰り返しの事項が多く、重要なものは少ない。

第二にパロール委員会はパロール決定に際して犯罪者に対する個別の考慮を優先し、犯罪者をとりまく個々の状況を綿密に検討することが一般に要求されているが、実際には犯罪者の社会復帰と公共の保護との間で適正なバランスを求めようとしている。それゆえ、場合によっては犯罪者のなかに公共の保護という大義名分の下で長く拘禁がつけられ、パロール制度の犠牲となる者もいる。

第三に受刑者はパロールに関して無知であり、パロールの可否について自分勝手な推測をしたり、パロール制度に

対して一種の神話をつくりあげている。内務省は受刑者にパロールに関する小冊子（ガイドブック）を作成し啓蒙活動をしているが、受刑者のほとんどは持っていないと答えていたばかりか、持っていても「学ぶべきところが何もない」と批判している。実際上、受刑者はパロールに関する知識は受刑者仲間や刑務職員から得ているようである。

第四に受刑者とパロール委員会との間のコミュニケーションが欠如している。パロール委員会は受刑者に直接インタビューする機会がなく、受刑者がパロール委員会に直接に意見を述べることができない。それゆえ、受刑者は自己の将来に関する決定に自己が参加できない矛盾を感じている。さらに、コミュニケーションの欠如はパロール手続全体を覆っており、刑務所とパロール委員会との間で意思の疎通が計られていないことも問題である。

モリスとビバリーは、このような調査結果から、現在のパロール許可手続のうえで受刑者自身の関与が余りに小さいと結論し、受刑者ができるだけパロール手続にとりこむことを提案した。他方、モリスとビバリーは、パロール手続以外にも、さきに掲げた問題意識にそつて五〇〇回に近いインタビューをもとに受刑者自身のパロールに対する態度を明らかにするとともに、刑務所の矯正処遇に積極的に反応しない多くの受刑者を拘禁しつづける正当化理由は何か、との疑問を提出した。そして、彼らは、その正当化理由が応報ないし公共の保護であるとすれば、何故費用と時間を使費するパロール手続を設定する必要があるのかとの問題提起を行なった。

本研究は、パロール制度全体についても検討を行なっており、イギリスにおけるパロールに関する最初の本格的な実態調査である。調査結果がやや平板で、いくつかの問題提起との関連が不明なところもあるが、釈放前から拘禁を経て釈放後に至る過程のなかで受刑者にスポットをあてて詳細な調査結果を提示し、結論としてパロール手続のなかに受刑者をとりこめとする主張は注目されよう。

(八)内務省リサーチユニットのパロール研究<sup>(12)</sup> (一九七七年) 内務省では、パロールが施行された直後からリサーチを開始していたが、その成果を『イングランドとウェールズにおけるパロール』と題して一九七七年に公刊した。本研究は、内務省によるパロールのリサーチとして最初のものであり、内務省がパロールをどのように評価するかが注目された。

第一章でパロール制度に関する一般的説明をした後、第二章で最近の再犯予測研究の発展を説くとともに、再犯予測方法がパロール制度に有用であることを説いた。本研究によれば、再犯予測方法はパロール許可手続のなかでパロール対象者を選択する場合のみならず、パロールが再犯減少にどの程度有効かを測定する際にも有用である。

第三章では、パロール審理から決定に至る過程を描くとともに実務上の問題点を指摘している。第一にパロール許可率が地方審査委員会の間でかなり異なる。第二に地方審査委員会のパロール決定においては刑務所長補佐の判断がかなりの比重を占めている。刑務所長補佐がパロール不許可の判断をしている場合に、地方審査委員会がこれと同様の決定を下している率は九二%である。第三にパロール委員会は相対的にみて限定的な役割しか果していない。けだし、パロール適格者は、まず地方審査委員会によってふるいにかけられ、パロール委員会によるパロール許可の勧告も最終的に内務大臣によって否決されうるからである。

第四章ではパロール審査を拒否した受刑者について検討が加えられた。一九六八年四月から一九七五年末までにパロール適格者となつたのは約七万一、〇〇〇名であるが、そのうち、ほぼ六、〇〇〇名がパロール審査を拒否した。本研究によれば、パロール審査を拒否する受刑者の多くは犯罪歴も悪質で、予後も悪いので本来パロールのチャンスに恵まれない者である。また、これらの受刑者に何故パロール審査を拒否するのかをインタビューしたところ、次の

結果が得られた。すなわち、 $\frac{2}{3}$ 以上の者はパロール許可の可能性が低いからパロール審査を拒否した、と答えていた。その他にパロール審査を拒否する理由としては、(1)パロール手続に重圧感を感じる、(2)刑務職員やパロール機関に協力的な態度を示したくない、(3)パロール監督をうけたくないことがあげられている。

第五章はパロール取り消しについて検討している。そこでは一九六八年四月以降にパロールで釈放されて、一九七〇年三月末までにそのパロール期間を終了した者（二、〇九七名）のパロール取り消し状況が調査された。パロールを取り消されたのは一四三名（六・八%）で、そのうち再犯は八二名（三・九%）、その他の遵守事項違反が六一名（二・九%）であった。調査者はパロールが公共への危険を必然的に伴うものであることを考慮すれば、六・八%というパロール取り消し率はパロール釈放に伴う危険性が小さいことを示していると結論した。

最後の第六章では、パロールは再犯の減少に有用なのかという観点からパロールの有効性が検証された。ここでは二つのサンプルが設定された。一つは一九六八年の八月から一二月の間に刑務所から釈放された二、三六六名（男子）のうち、パロール釈放グループとして三八一名、パロールで釈放されなかつた対照グループとして四三一名が選ばれた。他のサンプルは、一九六九年の一〇月から一九七〇年三月にかけて刑務所から釈放された二、七一四名（男子）のうち、パロール釈放グループとして七三四名、パロール釈放されなかつた対照グループとして二八九名が選ばれた。

そして、これら二つのサンプル間でパロールで釈放された者とそうでない者について、それぞれ再犯予測表によつて再犯率が予測され実際上の再犯率と比較された。その結果えられた帰結は、第一に釈放後六カ月間における実際上の再犯率は、両サンプルでパロール釈放グループの場合、予測していたより低く、対照グループにおいて高かつた。

しかし、第一に釈放後一年間ににおける実際の再犯率は、両サンプルでペロール釈放グループと対照グループとともに予想された再犯率と有意差を示せなかつた。このような結果から、調査者はペロールは六ヶ月の調査期間内では再犯防止に有効であることを示したが、一年の調査期間になると、そのような確証はえられないと結論した。

この終章の結論は注目に値する。ただし、ペロールの再犯防止効果に過大な期待を抱いていたペロール成功論者に失望を与えるに十分だつたからである。本研究のデータが、一九七三年一月以降のものを含んであるが、本研究もペロール導入当時における準備的なリサーチの域を出でてゐる。それゆえ、この調査結果からただちにペロールの再犯防止効果について確定的な結論を出でるは止めたい。しかし、ペロール成功論の根拠の一角が、これでも崩れていたことを確認しておかねば。

- (1) M. Davies, *Prisoners of Society*, 1974, p. 77.
- (2) M. Davies, *The First Parolees*, *Probation*, 1970, vol. 16, No. 1, pp. 4.
- (3) K. Bottomley and A. Bilton, *About Parole*, *Prison Service Journal*, 1971, No. 1, pp. 6.
- (4) C. Nuttall, *Parole Selection*, *British Journal of Criminology*, 1973, vol. 13, No. 1, pp. 41.
- (5) D. West, *Report of the Parole Board for 1971*, *British Journal of Criminology*, 1973, vol. 13, No. 1, p. 56.
- (6) Lord Hunt, *Foreword*, *British Journal of Criminology*, 1973, vol. 13, No. 1, p. 3.
- (7) Hall Williams, *Natural Justice and Parole* (1), [1975] *Crim. L. R.*, p. 83.
- (8) K. Bottomley, *Parole Decisions in a Long-term Closed Prison*, *British Journal of Criminology*, 1973, vol. 13, No. 1, pp. 26.

(9) A. Bedford, *Women and Parole*, *British Journal of Criminology*, 1974, vol. 14, No. 2, pp. 106.

(10) P. Banister, K. Heskin, N. Bolton and F. Smith, *A Study of Variables Related to the Selection of Long-term Prisoners for Parole*, *British Journal of Criminology*, 1974, vol. 14, No. 4, pp. 359.

(1) P. Morris and F. Beverly, On Licence: A Study of Parole, 1975.

(2) Home Office, Parole in England and Wales, 1977.

### 三 改 革 案

パロール成功論は非拘禁処遇の拡大化への期待のなかで一般にかなり浸透したが、前節でみたように時を経るにつれその確信は揺らいだ。パロール成功論の根拠であった取り消し率の低さを中心としたパロールの社会復帰的有効性には、とくに内務省のリサーチ（一九七七年）によって疑問が提起された。

このようにパロール成功論の神話が崩れ、パロールの処遇効果に対する楽観的な評価が後退すると同時に、パロール許可手続に目が向けられ、その公正化の要求が次第に高まつた。とくにデュー・プロセスに相当する「自然的正義」（Natural Justice）の観点から、パロール許可手続を洗い直そうとする動きが最近とみに有力になりつつある。

これは一面、アメリカ合衆国におけるパロール批判や不定期刑廃止の動向に影響をうけたものであるが、イギリスの刑事政策の流れ自体のなかで、社会復帰的処遇の神話性が露呈し、社会復帰思想が徐々に後退していることを示している。非拘禁化の切り札としての期待を担つて登場したパロールは、今や重大な反省期にさしかかっているのである。<sup>(1)</sup>現在、パロール手続をめぐる問題点としては次のものがあげられている。(1)パロール許可に関する基準が不明確で、恣意的である。(2)パロール期間が短い。(3)パロール審理の行政的処置が整備されておらず、遅滞化している。(4)パロールが認められない場合、不許可の理由が明示されない。(5)パロールの聴聞、陳述および控訴の権利がパロール対象者に認められていない。(6)パロールに関する書類が公開されない。(7)取り消し手続が不十分である。

このようなパロール手続をめぐる問題点を背景として、これまでさまざまにパロール改革案が提起されてきた。次

に主要なペロール改革案を検討したい。

（1）K・ホーキンスの提案 ホーキンスはペロールの現状について克服すべき問題点として、次の二点をあげる。<sup>(2)</sup>（1）ペロール対象者の選択手続が複雑である。それゆえ、審理から決定までの時間が長びき、受刑者の不満と家族の不安を生んでいる。（2）ペロール対象者の選択過程が官僚主導型で、受刑者の果す役割が小さい。そのために受刑者はペロールに対し誤解や無力感のみならず、シニカルな感情すら抱いている。（3）ペロールの審理・決定が秘密裡に行なわれている。したがって、ペロールに対する客観的かつ公正な批判が困難である。ホーキンスは、」のようないくつもの現状批判を背景として、ペロール手続はであるだけ簡素で、受刑者の主体性を重視した、しかも可視的な（visible）ものでなければならないとして、次のようなペロール改革案を提起した。改革案はペロール手続に関するものが中核であり、次の二点に要約できる。<sup>(3)</sup>

改革案の第一は現在の地方審査委員会（Local Review Committee）を廃止し、地方ペロール委員会（Regional Parole Board）を創設することである。地方ペロール委員会は、地方審査委員会より大きな権限をもつ。すなわち、地方ペロール委員会は各刑務所でペロール適格者に対する聴聞を定期的に開催・指揮し、最終的なペロール決定を行なう。地方ペロール委員会のメンバーは、現在、内務省に設置されている中央のペロール委員会の委員程度の地位と経験を有する者によって構成され、大法官（Lord Chancellor）によって任命される。地方ペロール委員会は各パネルに分かれ、一つのパネルは三人のメンバーによって成る。三人のメンバーが刑務所でペロール聴聞を行ない、ペロール適格をえた受刑者を直接面接するが、その際に受刑者を補佐する教誨師や刑務所福祉官の立合いをみとめてよい。

では中央のペロール委員会の存在はどうなるのか。これについてホーキンスは、ペロール決定権は地方ペロール委

員会に移譲するが、中央のパロール委員会は存置し、必要な場合にパロール決定の再審査を行なわせる。すなわち、受刑者はパロール不許可の決定に対し不服がある場合などに、中央のパロール委員会に上訴できるようとする。それとともに、中央のパロール委員会は、各地方パロール委員会間のパロール決定についてばらつきを少なくさせ、首尾一貫したものにするため調節するよう努力する。さらに、重要なことは、中央のパロール委員会はパロール決定についての政策を法定し、ガイドラインを制定するとともに、public relations bodyとして世論との調和をはかり国民の啓蒙活動を行なう。

ホーキンスは地方パロール委員会の構想の利点としては、メンバーがさまざまなタイプの刑務所や受刑者の事情に精通し、パロール決定機関としてパロール決定に関して首尾一貫した政策・実務を行なうことができることをあげた。また、反面、地方パロール委員会を創設した場合に予想される行政上の困難性として、定期的にパロール聴聞を行なつてもパロール適格者が少ない場合は時間と労力がかなりのロスになることを懸念している。ホーキンスによれば、これは受刑者の分類制を活用して乗り切ることができるとした。

改革案の第二は現在パロール決定過程で最終的な決定権をもつ内務大臣を原則として決定に関与させないことである。従来、刑罰制度の執行・運用については内務大臣が最終的な決定権を有することが当然と考えられており、パロール制度の運用に関しても内務大臣が責任を負っていると考えられており、パロール制度の運用においては内務大臣はパロール委員会のパロール勧告に対し拒否権を発動したことはきわめて少なく、いわゆる「形式的裏書」をしているにすぎない。スリータイキズシステムの最後に位置する内務大臣は、パロール審理・決定の遅滞化の要因であり、受刑者に疎外感をうえつけている。パロール手続が複雑で官僚主導の下ですすめられているとの

批判を回避するためにいくら改革をすすめようとしても、結局、内務大臣が「躓き石」となる。

また内閣の議会に対する伝統的な責任の観念も、今日では徐々に弱まりつつある。たとえば入国審査会(Immigration Tribunal)や精神衛生審査会(Mental Health Tribunal)について内務大臣は伝統的な意味での議会に対する責任を負っていない。それゆえ、ホーキンスは、内務大臣をパロール決定に関与させないことは憲法的な観点からみても問題はない、とする。ただし、内務大臣をパロール手続から完全に排除することには異論が予想される。とくに、パロール対象者が公共の保護の観点から問題があつたり、その犯罪が社会的に耳目を集めたものであつた場合には、内務大臣がさまざま意見を総合して最終的な判断をすべきであるとの見解が有力である。この点についてホーキンスは、パロール決定が公共の安全に深くかかわるケースについては例外的に内務大臣の判断を仰ぐのが望ましいとの妥協的な立場をとっている。

ホーキンスのパロール改革案の骨子は、要するに地方審査委員会の廃止→地方パロール委員会の創設と内務大臣の不関与であり、スピーディーなパロール審理・決定の実現とパロール決定過程への受刑者の参加の拡大を目指したものである。この提案は、地方パロール委員会をパロール決定過程の中核にすえ、現在のスリータイマイズシステムから事実上ワンタiedyシステムに改めようとするもので、ラディカルな変革としてうけとめられている。

この構想は、ホーキンスが長年にわたって研究を続けているアメリカ合衆国のパロール手続をモデルにしたものであり、パロールの歴史からみれば伝統的な範疇に属する。しかし、アメリカ合衆国でパロール委員会に権限を集中させる方式が、その権力の肥大化を生み、最近のパロール批判・廃止論の登場を許したことを見れてはならない。ホーキンスの提案はパロール審理・決定の遅滞化をいく分解消するかもしれないが、手続の公正化を前進させる決め手と

なるかはなお検討の余地を残している。また、何よりも「*パロール*」してはならないのは、ホーキンスの提案の中核である地方パロール委員会の創設と定期的な聴聞の開催を実現するためには、質的にも量的にも人的資源の飛躍的な向上が必要なことである。ここに本提案の成否の岐れ目がある。

他方、ホーキンスは、受刑者であっても自由を回復させるべきか否かの決定にあたっては、公正な基準・手続についてなされるべきであるとの観点から、(1)パロール聴聞権を全対象者に与えること、(2)パロール不許可の場合に、その理由を明示することを提案している。この提案もアメリカ合衆国のパロール研究に基づくもので、デュー・プロセスの理念をイギリスのパロール許可手続に実現しようとするものである。この手続公正化の提言は、パロール成功論がなお一般に支配していた時期になされたものであり、その先駆的意義は大きい。とくにパロールの処遇効果に疑問がなげかけられ、手続の公正さの観点からパロール手続を再検討しようとする動きが強まっている現在、ホーキンスの手続公正化論は *personal* で可視的な (visible) パロール手続を目指すものとして、確実に支持者を増している。

① R・フッドの提案 フッドが本格的なパロール批判を行なったのは、一九七四年に公刊した *Tolerance and the Tariff* においてであった。本書は、オックスフォード大学の犯罪学の巨頭がイギリスにおける「正義モデル」(Justice Model) の確立を提唱したものとして注目を集めたものである。本書でフッドは、まず現代刑事政策の最大の課題は過剰拘禁の克服であると説く。そして、刑務所人口を減少させるためには、Tariff の基礎は、矯正処遇の必要性ではなく、犯罪に対する道義的評価に求めるべきであるとする。また、量刑は Tolerance (寛容) を軸としてなされるべきであることを確認し、量刑相場を引き下げる必要があるとの基本的立場を明らかにしてパロール批判を行なった。フッドによれば、刑務所人口の減少に真剣にとりくもうとするなら、現在言い渡されている刑期が余りに長じ」と

に非難をむけることがまず必要であり、パロールのようにあいまいな行政裁量によつて刑期を引き下げる方式は望ましくない。けだし、「刑期が長ければそれだけ受刑者の改善の度合いは高くなる」と考える改善刑思想は今や破綻しているのであり、受刑者の自由を左右し、同時に擁護しうる砦は行政当局ではなく裁判所だからである。しかも、パロールは行政当局による判決のやり直し（resentencing）であり、予後の悪い者にとっては二重处罚の危険すらある。

このようにフッドは、社会復帰モデルを前提としたパロールの基本原理そのものに真正面から挑んでおり、その改革案<sup>(4)</sup>はきわめてラディカルなものであつた。フッドのパロール改革案の骨子は、第一にパロールから不定期刑の要素を可及的に排除し、しかも受刑者を早期に釈放することである。具体的な提案としては、①言い渡し刑期が三年（あるいは四年）以下の受刑者は刑期の $\frac{1}{3}$ を経過した後に自動的に釈放され、刑期満了まで保護観察に服する、②言い渡し刑期が三年（あるいは四年）を超える受刑者の場合も、原則として①と同様に取り扱うが、裁判所が公共の保護の観点から再犯の危険性ありと思料する場合には、パロール委員会の審査に服することを命じる、というものである。改革案の第二の骨子はパロール審理を公正化することである。具体的な提案としては、①裁判所が仮釈放に際しての具体的な基準を明示する、②受刑者は、パロール委員会の審査に付すとの裁判所の決定について、上級裁判所に控訴できる、③パロール審理の際、受刑者は自らの意思を陳述し、自己に不利な主張に対し反論をすることができる、④パロール委員会がパロール不許可を決定した場合、その理由を提示することが盛りこまれる。

改革案の第三の骨子は、パロール対象者の選択機関の再編成である。具体的には①地方審査委員会を廃止すること、②パロール委員会に、上級裁判所と同様の権限を与え、司法機関としての性格を持たせることを提示し、パロール運用の迅速化と司法化が目指されている。

フッドのパロール改革案は、正義モデルの立場からの変革を含んでおり論議をよんだ。とくに社会復帰モデルの立場にたつケンブリッジ大学のN・ウォーカーは、フッドのパロール批判に激しく挑み、パロール擁護論を展開した。<sup>(5)</sup>この「フッド＝ウォーカー論争」<sup>(6)</sup>は、社会復帰モデルと正義モデルの対立を背景に、パロールの存廃そのものにかかるものであり、その後、パロールをめぐる議論は一層活発化した。

フッドのパロール改革案の利点としてあげられているものは、次の通りである。<sup>(7)</sup>第一に釈放時期が明確化し、パロールに伴う不確実性および不公正さが除去される。第二に予後の良い対象者は自動的に釈放されるので、パロール委員会の事件負担がかなり緩和する。第三に必要な保護観察が増加するので、公共の保護に利する。第四に刑務所の過密状態を軽減する。第五に聴聞権を認めたことは、パロール委員会と受刑者とのコミュニケーションを深める。

一方、フッドの提案の問題点として指摘されているのは、次の通りである。<sup>(8)</sup>(一)裁判所は、早期の釈放に対抗して長期の拘禁刑を科す可能性がある。(二)言い渡し刑期一五年の者が実際上五年で釈放されるというのでは、公共の不安をよびおこすし、正当化が困難である。(三)拘禁刑判決の威嚇効果を弱める。(四)保護観察の期間が長期にわたり、相当数のパロール取り消しが出ることが懸念される。(五)釈放後、保護観察の対象となる者の数が激増するので、保護観察体制に過大な負担をかける。(六)受刑者にパロール聴聞権をみとめて、聴聞の際に刑務職員は受刑者に不利な発言をしにくい。(七)刑期の1/3の時点で自動的に釈放されなかつた者は不平と不満を抱くので、その点では現在のパロール制度と異ならない。

フッドの所説は、パロールのラディカルな改革を通して、第一に量刑判断の基礎は改善・矯正の必要性・可能性ではなく、あくまで犯罪行為に対する道義的評価であること、第二に刑期を確定する主体は行政当局ではなく裁判所で

あること、という古典学派の主張の復活を企図したものであった。また、フッドの改革案の実際的な帰結は、伝統的なレミッシュョンの拡大適用であり、ここにも新古典学派の真骨頂があるが、フッドの提案にはパロールの basic thought を容認する姿勢が稀薄であり、行政裁量の形骸化によつて事実上パロールを根底から否定する狙いがある。しかし、フッド自身が認めているように、フッド構想の処遇面での中核部分となる必要的な保護観察の実施には、保護観察官の増員を含む社会内処遇体制の強化が必須の条件である。

(三) D・トーマスの提案 これまで量刑と手続法の研究をすすめてきたトーマスは、パロールは従来の量刑実務やレンジションと調和してきたとの基本的立場にたつ。<sup>(9)</sup> それゆえ、トーマスはパロール導入が伝統的な刑事司法制度を破壊したとするパロール批判論には与しない。

しかし、トーマスによれば、現在、パロール委員会が控訴裁判所に近似した役割を果しているのは望ましくない。けだし、パロール委員会は本来、個々の受刑者のニーズに応じた特別（個別）予防的考慮に徹すべきだからである。それゆえ、今後の課題としてはパロール委員会を再編成し、パロールの合理化・有効化に向けて努力する必要がある。では、パロール委員会をどのように再編成すべきか。トーマスはパロール委員会を一般予防的考慮からできるだけ解放し、パロール委員会は処遇の個別化の観点を貫くことを提案する。ただし、パロール委員会が全く一般予防的考慮を無視せよとするのは、実務上、矛盾と混乱をひきおこし実際的でない。そこで、トーマスは次の四つの方策を講じることを提起している。<sup>(10)</sup>

第一の方策は、一般予防をとくに考慮する必要があるケースの場合には、判決を言い渡す時点でパロール適格を制限（あるいは否定）する権限を裁判所に認めることである。裁判所がパロール適格を制限・否定する形態としては、

(一) パロール適格を判決時に完全に否定し、釈放は刑期満了ないしレミッションによる」とにする、(二) パロール適格を得る期日を遅らせる」と命じる、(三) パロール適格を得る期日を予め定める、の三つが想定される。このうち(一)が現在の量刑実務からみて最もスマーズに実施することが可能である。けだし、(一)はラディカルな改革すぎるし、(三)も量刑手続を複雑にし、司法過程の安定性を害するからである。(二)の形態を採用した場合にも、裁判所の量刑の基礎は、必ず現在のタリフ原理に基づくべきであり、そのうえでパロール適格を制限すべきかどうかが考慮される。このようなアプローチは拘禁刑の執行猶予判決を思料する際の判断構造と同様である。なお、パロール適格の制限の幅としては、当面3~5位を目安とすべきである。

第二の方策は、パロール委員会のパロール許可基準を法定化することである。第一の方策によつてパロール委員会を一般予防的考慮から解放すれば、パロール委員会がパロール決定に際して従うべき一般原理を法律によって規定することは困難なことではない。必要なことは委員会の裁量行為の本質を害することなく決定者および被決定者に一定の指針を示すことであるが、その法律上の範例としては、精神衛生法の精神衛生審査会 (Mental Health Review Tribunal) の規定がある。

当面、次のような規定をおくるべきである。「①委員会は、パロール適格をもつ受刑者が釈放後パロール期間中に何らかの重大な犯罪を犯す実質的な危険性がなく、パロールが、拘禁をこのまま続けるよりも再犯防止に役立つと思料するとき、パロール勧告を行なう。②委員会は、受刑者が拘禁されていた期間が犯罪の重大性を十分に反映していないという理由だけで、パロール不許可の決定をしてはならない」。

第三の方策は、パロール資格を取得する期間を一律に法定する」と(たとえば一年とする)である。現行のパ

パロールの資格を取得する期間は言い渡し刑期の $\frac{1}{3}$ を経過すること、あるいは一年間服役することと定められているが、前者はピーク理論と矛盾する。けだし、たとえば刑期が一八年の長期刑受刑者の場合、六年が経過する以前に処遇の最高段階（ピーク）に達する可能性があるからである。なお、第一の方策である裁判所によるパロール適格の制限が可能となれば、実際上、パロールの資格取得期間を定めることは無意味に近い。しかし、パロールの資格取得期間を廃止し、いつでもパロールを許可しうるシステムは、現在の行政のうえでは実現不可能であるし、政策的にも承認しがたい。結局、裁判所がパロール適格の制限を命じなかつた全受刑者について、パロールの資格取得期間を一年に一律に法定することが望ましい。また、このように規定しても、短期受刑者の場合には、この規定が適用されないのでパロール適格者が法外に増加するということはない。ただし、三年をこえる長期受刑者は現在より早期にパロール適格をえることになる。

第四の方策は、パロールの期間を言い渡し刑期の $\frac{2}{3}$ の残刑期間あるいは一年のいずれか長い期間と規定することである。この主たる狙いは、きわめて短いパロール期間を回避することにある。

このトーマスの提案は、一九七三年にケンブリッジ大学で開催された Cropwood Round-Table Conference の報告のなかでなされたが、議論をよんだ。そこで指摘されたトーマス提案の問題点を要約すると次の四点である。<sup>(1)</sup> 第一に裁判官がパロール委員会を拘束する度合が強まり、現在のパロール運用の柔軟性が失われる。第二に裁判官は、判決後における犯罪に対する世論の動向を知ることができず、判断を下す際の基礎資料の量においてパロール委員会に劣る。第三に裁判官が釈放後のパロールについてまで判断することが要求されると、量刑過程が複雑化し、裁判における量刑の一貫性が維持しにくい。第四に本提案は一般予防の存在を当然の前提としているが、これまでのところ一般

予防効果は経験的に実証されていない。

トーマスの提案は、量刑研究の第一人者としての立場から、裁判所とパロール委員会の相異の機能に着目し、原則として一般予防は前者に、特別予防は後者に分担させようとするものである。そこでは、ホーキンスやフッドのようにパロールのラディカルな改革を目指すというよりは、パロールを擁護・推進する立場から、パロール委員会の内部改革が企図されており、実務界においても建設的な問題提起としてうけとめられている。

#### 四 実務界の提案

(12)

パロール委員会の初代委員長であったハント卿は、パロールは伝統的な刑事政策に「接ぎ木」(graft)されたものであり、現在も成熟の域に達していないと指摘する。そして、今後パロールが従来の刑罰制度のなかで中心的な地位を占めるための改革案を提起している。第一に現在の量刑相場を引き下げ、短期間のパロールを回避する。第二に固執性犯罪者に対する「加重刑」(extended sentence)の適用を増加させ、真に危険でスーパー・ヴィジョンの必要な対象者にパロールを認める。第三にレミシジョンの許可を制限し、刑期の $\frac{5}{6}$ の時点でみとめるようにし、パロール適用の余地を広くする。第四にパロール委員会と地方審査委員会がパロールを許可しうる期間を延長し、パロールの適用を拡大する。このハント卿の提案は、裁判所の量刑実務に混乱をもたらすことなく真にパロールを必要とする対象者にパロール適用を拡大しようとしたものであり、漸進的であるが、現実性に富むとの評価をうけている。

#### 次に実務界の各種団体の提案<sup>(13)</sup>

(14)

問題点として、(1)受刑者（時には刑務職員すら）がパロール手続をよく理解していない、(2)パロール手続への受刑者の参加がきわめて限定されている、(3)パロール決定に至る時間が余りに長い、(4)各地方審査委員会のパロール率にば

べきがある、(5)保護観察官はペロール対象者をあまりコントロールしていない」と一般に考えられている」とあげる。そして、彼らはそれらの問題点を克服する第一歩として、地方審査委員会に代えてより大きな権限を行使する地域審査委員会 (District Review Committee) の設立を提案する。地域審査委員会のメンバーは、地方審査委員会に比べ選出層を拡大し、経験豊富な人々によって構成され、刑務所外の独立した場所で執務する。また、受刑者に聴聞権を認めるとともにペロール審理録も整備する。本提案は、K・ホーキンスの地方ペロール委員会の構想と近似するが、内務大臣の関与をみとめる点において異なる。なお保護観察官の組合であるN A P O<sup>(15)</sup> (National Association of Probation Officer) は、一九七八年に下院の大蔵委員会での過剰拘禁の緩和に関する審議のなかで、必要的仮釈放制度を提案した。

一方、公務員組合 (Society of Civil and Public Servants) の刑務所およびボースタル所長支<sup>(16)</sup>部は、刑務所人口を減らし、ペロール手続の遅滞化を防止する為に、第一にペロール委員会の責任の権限を地方自治体レベルにおろし新たな委員会を創設すること、第二にペロールの資格取得期間を半分に短縮すること、を提案している。また刑務職員組合 (Prison Officers' Association)<sup>(17)</sup> は、ペロール制度が秘密裡に運用されているとの批判にしたえるために、ペロール不許可の場合にその理由を受刑者に明示せよとの提案を行なっている。

最後に保守党研究グループ<sup>(18)</sup>は、地方審査委員会の責任・権限の強化と地方ペロール委員会の設立を求めた。前者については、地方審査委員会がペロール委員会を経由しないで内務大臣にペロール勧告が行ないうる範囲を拡大するとともに、メンバーの研修制度を整備し、任期を限定することが構想されている。後者の地方ペロール委員会の設立は、中央のペロール委員会の事件負担を軽減するためのものである。本提案における地方ペロール委員会の提案は、K・

チャーチルの提案は通じなかつたが、地方議会議員会を存続する形で残るゝ點なゐ。 (米国)

(一) チャーチルは「公法上の處罰の執行は、懲らしめ「社会的処罰を新たに加へよ」と犯人の罪行因由に「眞正に懲らしめ」。

(二) K. Hawkins, Parole Procedure: An Alternative Approach, British Journal of Criminology, 1973, vol. 13, No. 1, pp. 9-11.

(三) Ibid, pp. 20-24.

(四) R. Hood, Some Fundamental Dilemmas of the English Parole System and a Suggestion for Reform, in: Parole—Its Implications for the Criminal Justice and Penal Systems, D. Thomas ed., 1974, pp. 13.

(五) N. Walker, Release by Executive Decision: A Defense, [1975] Crim. L. R., pp. 540. 且つ改訂版に於てはR. Hood, The Case against Executive Control over Time in Custody: A Rejoinder to Professor Walker's Criticisms, [1975] Crim. L. R., pp. 545.

(六) 罷免の結果として、懲役・徒刑の執行に「眞正に懲らしめ」。

(七) P. Cavadino, Parole—The Case for Change, in: Parole, NACRO, 1977, p. 27.

(八) Ibid, pp. 27.

(九) D. Thomas, Parole and Sentencing, in: Parole, D. Thomas ed., 1974, p. 45.

(十) Ibid, pp. 50.

(十一) D. Thomas, Summary of Discussion, in: Parole, D. Thomas ed., 1974, pp. 97-98.

(十二) Lord Hunt, Reflections on Parole, in: Parole, D. Thomas, ed., 1974, pp. 87.

(十三) S. Mackey, Prospects for Parole, 1980, pp. 8 ④ 懲らしめ。

(十四) Working Party Report to the Chief Probation Officers' Conference, The Administration of Parole, 1977.

(十五) NAPO, Minutes of Evidence to the Expenditure Committee (Education, Arts and Home Office Sub-Committee) on the Reduction of Pressure on the Prison System, 30 January 1978.

(十六) The Prison and Borstal Governors' Branch of the Society of Civil and Public Servants, Memorandum to the

仮釈放・社会内適應体制

回教社会論 11111卷五印 10K (A4)

10K (A4)

- House of Commons Expenditure Committee's Inquiry into the Administration of the Prison Service, 1978.
- (17) The Prison Officers' Association, Minutes of Evidence to the Expenditure Committee on the Reduction of Pressure on the Prison System, 1978.
- (18) Conservative Party Study Group Report, The Proper Use of Prison, 1977.